

令和8年度上天草市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

市の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者就労施設

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設

- ・ 小規模作業所

ウ 法の政令に基づく事業所

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ・ 重度障害者多数雇用事業所（※1）

（※1）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障がい者の雇用者数が5人以上
- ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（2）在宅就業障がい者

障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する自宅等において物品

の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

(3) 在宅就業支援団体

障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障がい者に対する
援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能な物品等とする。物品等には、物品（食品類、縫製品等、紙製品等、生活雑貨等、その他物品）に加え、役務（印刷製品、軽作業、清掃作業、電子化作業、その他役務）を含むものとする。

5 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りながら、全庁的に取り組むものとする。

(2) 各課が調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

各課はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(3) 物品等の調達に当たっては、市内の障害者就労施設等を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

(4) 障害者就労施設等への優先調達に当たっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各課において十分に検討する。

6 調達の目標

令和8年度における調達目標は次のとおりとする。

目標額 3,169,000円以上

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 方針の策定又は見直しを行ったときには、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、毎会計年度終了後にとりまとめた後、市ホームページ等により公表する。